

気象警報発表時等における授業・試験の取扱いに関する申合せ

教務委員会

1 目的

この申合せは、熊本県立大学の学生（大学院生、特別聴講生、研究生及び公開講座受講者を含む。）の安全確保のため、気象庁による一定以上のレベルの気象警報が発表された場合及び公共交通機関の運休が生じた場合等における授業及び試験の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 対面による授業（補講、集中講義を含む）及び試験について

(1) 熊本市において表 1 に掲げる気象警報が発表又は解除された場合の授業（集中講義を含む）・試験の取扱いは、状況に応じて表 2 のとおり休講等の措置をとる。

なお、授業の開始後熊本市に表 1 に掲げる気象警報が発表された場合、当該授業は継続するものとする。ただし、学生の安全確保のため、即時休講とすることができる。

表 1 ((1)の対象とする気象警報)

大雨	レベル 5 大雨特別警報／レベル 4 大雨危険警報
暴風	暴風特別警報／暴風警報
大雪	大雪特別警報／大雪警報
暴風雪	暴風雪特別警報／暴風雪警報

表 2 (発表・解除のタイミングに応じた措置)

	状況	措置
1	午前 6 時の時点で発表されている場合	2 時限まで授業休講・試験中止
2	午前 6 時 1 分から 1 時限終了時まで解除された場合	3 時限から授業実施・試験実施
3	午前 6 時 1 分から 1 時限終了時まで発表された場合	発表以後の午前中の授業休講・試験中止 (ただし、既に開始している 1 時限目の授業又は試験については、2 (1) の規定に基づき原則として継続するものとし、状況により即時休講等とすることができる。)
4	1 時限終了時に継続して発表されている場合	終日休講・試験中止
5	1 時限終了後に新たに発表された場合	発表以後終日休講・試験中止

(2) 表 3 に掲げる JR 九州の路線・区間の両方が運休又は運転見合わせとなっている時間帯に、熊本市において表 4 の気象警報が発表されている場合の授業の取扱いは、表 2 を準用する。

表3 ((2)の対象とするJR九州の路線・区間)

路線	区間
鹿児島本線	熊本市内の区間
豊肥本線	熊本市内の区間

表4 ((2)の対象とする気象警報)

大雨	レベル3大雨警報
----	----------

- (3) 前述の(1)及び(2)に定めるもののほか、台風接近に際し熊本市が暴風圏域に入ることが予想される場合、熊本市における河川の氾濫などの事態が生じた場合は、学長の判断により、休講、授業中断又は授業実施を決定する。

3 遠隔による授業（集中講義を含む）及び試験について

遠隔による授業及び試験については、危険を伴う移動をする必要がなく、安全な環境で受講できることから、休講等の対応は行わない。

ただし、通信環境の不具合等によりリアルタイム型（ライブ配信型）での受講が困難な場合等が生じる可能性があるため、教員は、授業のアーカイブを残す等、学生が後日受講できるよう措置を講じるものとする。

4 補講等の実施

本申合せにより休講となった授業については補講を行い、中止となった試験については、改めて試験日を設定して実施する。

5 その他

- (1) 熊本市において表1および表4の気象警報が発表されていない場合であっても、熊本市外から通学する学生の居住地でこれらの気象警報が発表されている場合は、次のとおり対応する。

(ア) 登校の判断

熊本市以外の地域から登校する学生は、それぞれの地域の状況に応じ、無理のない範囲で登校の可否を判断する。

(イ) 不利益の防止

教員は、当該事例において学生が授業を遅刻・早退・欠席した場合は、当該授業内容の補習を実施する。

- (2) この申合せに定める場合のほか、不測の事態が生じた場合にあっては、学長は、必要な措置を講じることが出来る。

附 則

- この申合せは、令和8年6月17日から実施する。
- 気象情報が発令された場合等の授業・試験の休講措置に関する申合せ（平成12年8月21日実施）は、廃止する。